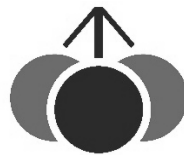


利用のご案内

さくら斎場



佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

〒285-0043 佐倉市大蛇町790番地4

TEL 043(484)0846

FAX 043(486)2304

ホームページ <https://www.fune-sakurambo.jp/>



1 予約申込み

さくら斎場の予約申込みは、さくら斎場予約システムに登録された葬祭事業者からインターネットにより、24時間受付しています。

ご遺族等が直接予約申込みされる場合は、さくら斎場の窓口又は電話により、午前8時30分から午後5時までの間で受付します。

2 休場日

■ 友引の日（式場通夜は利用できます。）

■ 1月1日から1月3日まで

（1月3日の式場通夜は利用できます。ただし、1月4日が友引日の場合は除きます。）

■ 管理者が特に必要と認めた日

（友引日の前日及び12月31日の式場通夜は利用できません。）

3 火葬について

■ 火葬時間 午前9時から午前11時30分まで、30分単位
（斎場到着時間） 午後1時から午後3時まで、30分単位

※ 斎場での利用者の主な流れについては、6ページをご覧ください。

○ 棺の大きさは、原則、横幅60cm×高さ50cm×長さ200cm以内です。

○ 分骨を希望の方は、予約申込時に申請してください。

4 副葬品に関するお願い

○ 棺の中には、火葬に影響があるので、次のような品物をお納めにならないでください。

- ・ 破裂する危険物 …… ライター、乾電池、携帯電話、カーボン製品、密閉容器など
- ・ ご遺骨への融着 …… 装飾品、時計、メガネ、義手、義足、ガラス製品など
- ・ 環境汚染の原因 …… プラスチック製品、ビニール製品、ゴム製品など
- ・ 火葬時間の延長 …… 書籍、布団、毛布、果物、飲料など

○ ペースメーカー等の体内医療機器は、火葬中に破裂し、受傷事故のおそれがあり危険ですので、必ず、ペースメーカー等の装着の有無を事前にご連絡ください。

○ ドライアイスは、火葬の燃焼を妨げますので、出棺の前に棺から取り出してください。

5 式場及び第3告別室について

式場及び第3告別室の利用ができる方は、故人又は申請者（故人の配偶者、2親等以内の親族又は死体埋火葬許可証の申請者）が佐倉市、四街道市、酒々井町のいずれかに住所のある方のみです。

(1) 式場利用

■ 貸出時間 午後2時30分から翌日の午後1時30分まで

※ 斎場での利用者の主な流れについては、6ページをご覧ください。

○ 2式場あります。1式場の収容人数は80名程度です。

○ 通夜の待合室の利用は、準備・片付け時間を含めて午後5時から午後9時までです。

○ 祭壇（仏式、正宗式、神式、キリスト教式）は用意してあります。

なお、持込みも可能です。

○ 遺族控室でのお泊まりは可能ですが、入浴設備、寝具はありません。

寝具は、売店で貸し布団の取次ぎを行っています。持込みも可能です。

○ 車での来場者が多いと見込まれる場合は、安全のため駐車場に誘導人員を配置していただく場合があります。

(2) 第3告別室の特別使用（1日1件のみ）

■ 貸出時間 午前8時45分から午前10時15分まで（準備・片付け含む）

第3告別室は、午前10時の火葬に限り、火葬前に1時間以内で、告別式等のお別れができる場所として貸出しを行っています。

※ 斎場での利用者の主な流れについては、6ページをご覧ください。

○ 原則、家族（親族）のみの使用です。人数は、20名程度です。

○ 備品（イス20脚、テーブル等）は用意してあります。

○ 祭壇及び音響機器の持込みはできません。生花は4基程度としてください。

6 お願い

○ 霊安室へのご遺体の安置及び面会は、午前9時から午後5時までです。

○ お茶（茶器）の用意はあります。セルフサービスでお願いします。

○ 飲食物及び生じたゴミ類は、全て持ち帰りをお願いします。

○ さくら斎場は、公共の施設です。職員への心付け等は、お断りしております。

詳しくは、お問い合わせください。

7 売店のご利用について

斎場内には、民間事業者が運営する売店があります。

飲食物等の購入、貸し布団の申込みにご利用ください。

○ 営業時間 午前9時から午後5時までの間で施設利用のある時間帯

※ 待合室利用開始の1時間前から待合室最終利用時間まで。ただし、午前9時火葬の場合は、午前9時開店

※ 第1式場、第2式場又は第3告別室の利用がある場合は午前9時開店

※ 夜間（お通夜）は営業しませんが、飲み物のみご利用できます。

詳しくは、お問い合わせください。

さくら斎場売店 電話・FAX 043-484-4080

さくら斎場施設使用料一覧表（令和2年1月1日改定）

【火葬料金（非課税）】

区 分 (1体当たり)	組 合 内	組 合 外
	佐倉市、四街道市、酒々井町	左記以外の市町村
大 人	7,000円	100,000円
子 供	6,000円	80,000円
死 胎	3,500円	60,000円
改 葬	2,500円	30,000円
身体の一部(手、足等)	2,500円	30,000円

◎大人は満12歳以上 ◎子供は満12歳未満

【待合室使用料】

区 分	組 合 内	組 合 外
1室当たりの追加料金	5,500円	16,500円

◎通夜、告別、火葬の区分ごとに算定

【霊安室使用料】

区 分	組 合 内	組 合 外
2 4 時 間	3,300円	6,600円
追 加 1 2 時 間 毎	1,100円	2,200円

【式場使用料】

区 分	組 合 内	組 合 外
通 夜 ~ 告 別 式	99,000円	使用できません

◎祭壇、その他付属設備及び待合室1室の使用を含む
◎使用時間 午後2時30分から翌日の午後1時30分まで

【第3告別室使用料】

区 分	組 合 内	組 合 外
特 別 使 用	5,500円	使用できません

◎使用時間 午前8時45分から午前10時15分まで（火葬時間午前10時）

【証明等交付手数料】

区 分	分 骨 証 明 書 等	火葬証明書は再発行の場合
1 件 1 通 に つ き	300円	

※組合内の方に

支払困難な場合には、基準により使用料が減免できる制度があります。詳しくは、お問合せください。

組合内・組合外の説明

使用者(料金区分)は、「組合内」と「組合外」の2区分となります。

○ 組合内

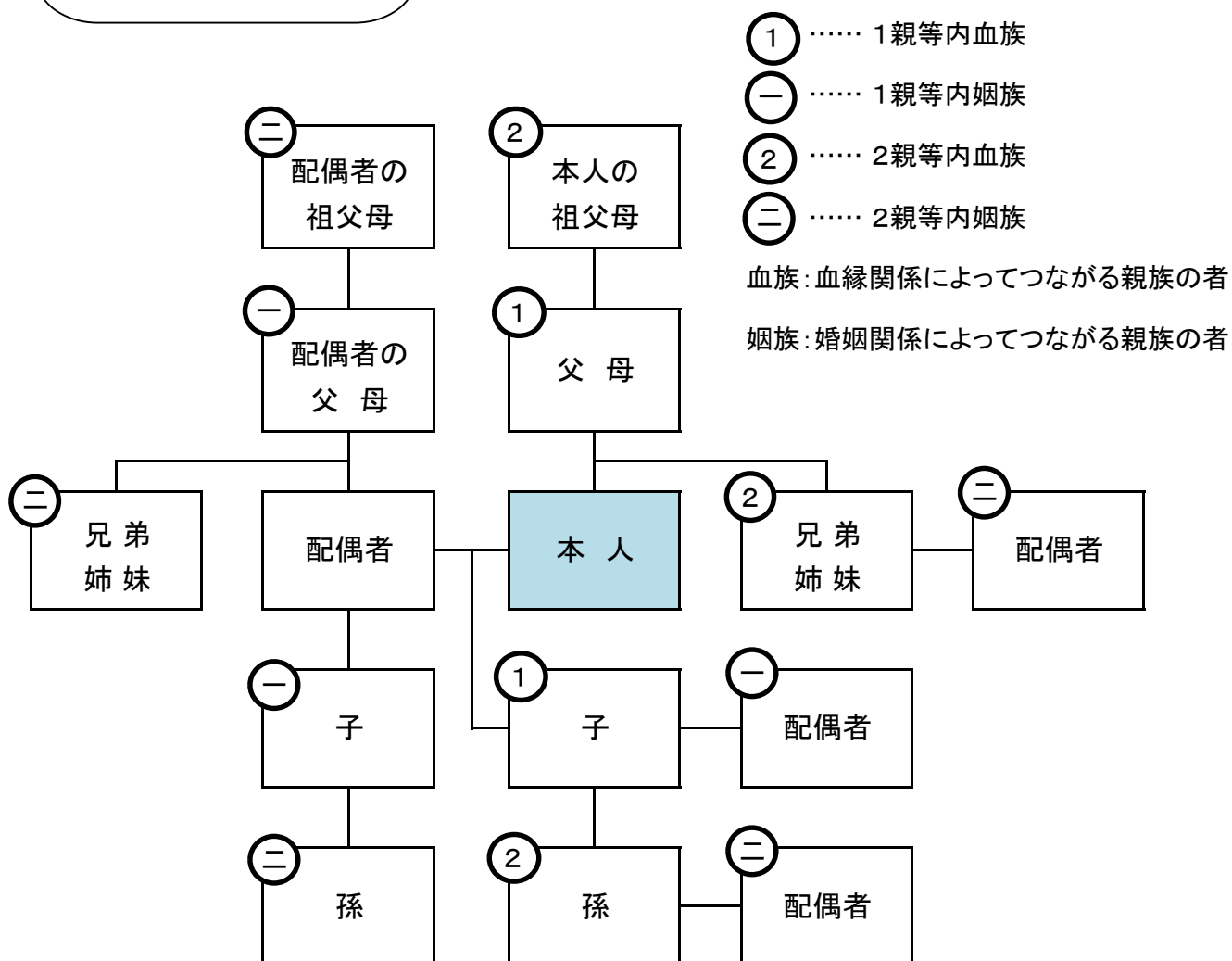
(1) 次のア～エに該当する佐倉市、四街道市、酒々井町のいずれかに住所のある場合

- ア. 死亡者(胎児の場合は、その父、母又は父若しくは母の1親等以内の親族の者)
- イ. 死亡者の配偶者又は2親等以内の親族の者(2親等以内親族図を参照)
- ウ. 火葬許可証、改葬許可証の申請者
- エ. 身体の一部(手、足等)は、その本人

(2) 佐倉市、四街道市、酒々井町の官公署の長が使用者である場合

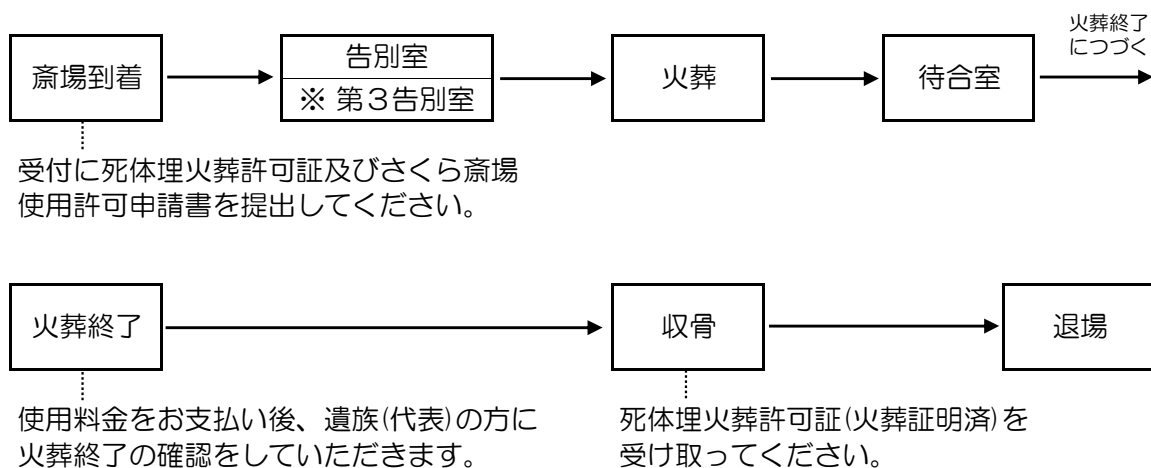
○ 組合外 … 上記以外の場合

2親等以内親族の範囲



斎場での利用者の主な流れ

火葬のみご利用の方

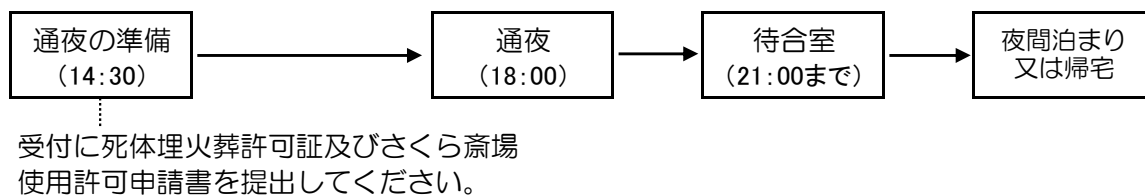


◎ 斎場到着から退場までにかかる時間は、およそ1時間30分です。

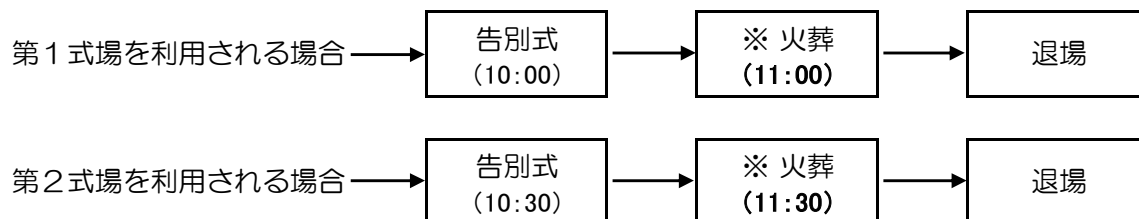
※ 第3告別室は、午前10時の火葬に限り、火葬前に1時間以内で、告別式等のお別れができる場所として利用できます。

式場をご利用の方

● 通夜



● 告別式

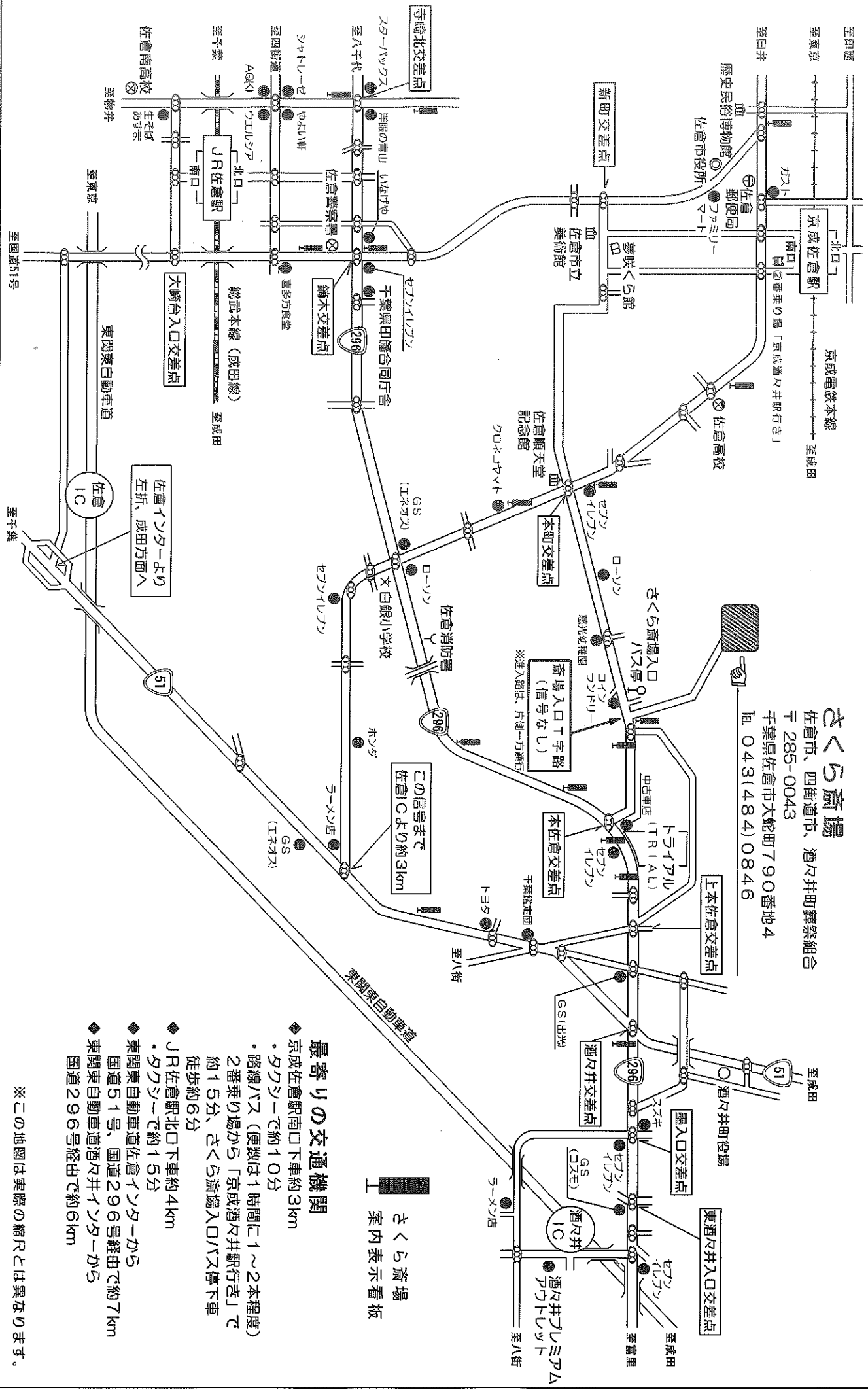


※ 火葬時間を変更することはできません。

さくら斎場までのご案内

さくら斎場

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
 〒285-0043
 千葉県佐倉市大蛇町790番地4
 TEL. 043(484)0846



さくら斎場
案内表示看板

最寄りの交通機関

- ◆ 京成佐倉駅南口下車約3km
 - ・タクシーで約10分
 - ・路線バス(便数は1時間に1〜2本程度)2番乗り場から「京成酒々井駅行き」で約15分、さくら斎場入口/バス停下車徒歩約6分
- ◆ JR佐倉駅北口下車約4km
 - ・タクシーで約15分
- ◆ 東関東自動車道佐倉インターから国道51号、国道296号経由で約7km
- ◆ 東関東自動車道酒々井インターから国道296号経由で約6km

※この地図は実際の縮尺とは異なります。